

(3) 「別表六(二) 外国税額の控除に関する明細書」

- 国外事業所等の国外所得であっても、本法  
法令に基づき計算（法令 142③）  
ただし、欠損金の繰越控除等の規定は適用  
しない（法基通 16-3-9）

- 税引後金額を記載
- 外国法人税の減額があったときは、減額に  
よる還付金額を加算した金額
- みなし納付外国法人税の額を含めていないか

- 当事業年度終了時の「使用人」・「国外使用  
人」の数により計算（法令 142③二）
- 継続適用を条件に、当事業年度における延  
人数等によることも可（法基通 16-3-3）
- 「使用人」・「国外使用人」の範囲（法基通  
16-3-2）

使用人	該当	常用・非常用使用人
	非該当	使用人兼務役員
国外 使用人	該当	非課税国の国外使用人 代理人P.E.
	非該当	「国外事業所等」でない施設 （駐在員事務所等）の使用人

- 12欄の金額が8欄の金額の50%超える場  
合に適用がある（法令 142の2）

- 別表六(三) 1欄へ転記
- 別表六(三) 付表-1欄へ転記

- 46②欄がゼロ以下の場合には、47欄は「0」  
とする

- 別表一(一) 43欄へ転記

外国税額の控除に関する明細書		事年	
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「26」	1	10,100,000	円
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二) 「4」又は別表一(三)「4」)	2	11,640,000	円
当期の所得 の 国 金 額 の 控 除 限 度 額 の 計 算 額	所得金額又は欠損金額 (別表四「39の①」)	3	38,800,000
	繰越欠損金又は災害 損失金の当期控除額 (別表七(一)「2の計」)	4	
	分割前事業年度等の 欠損金の損金算入額	5	
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(四)「6」)	6	
	組合等損失超過合計額 の損金算入額 (別表九(四)「9」)	7	
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	38,800,000
	国外所得の金額 (48)	9	2,746,669
国 外 所 得 金 額 の 限 度 額 の 計 算 額	(8) × 90%	10	3,492,000
外 所 得 金 額 の 限 度 額 の 計 算 額	(8) × 国外使用人の数(150人) 使用人の総数(300人)	11	19,400,000
計 算 額	納付した控除対象 外国法人税額 (別表六(二)の二)「10」- 「13」-「16」-「17」)	12	
	(8) - (12)	13	
	(8) - (13) × $\frac{(8) \times 10\%}{(12)}$	14	
	(10)、(11)又は(14)のうち 多い金額	15	3,492,000
国 外 所 得 金 額 の 計 算 額	(9)と(15)のうち少ない金額	16	2,746,669
国 税 の 控 除 限 度 額	(2) × $\frac{(16)}{(8)}$ と(2)のうち少ない金額	17	824,000
法 第 69 条 第 1 項 に よ り 法 控 除 で き る 金 額	(1)と(17)のうち少ない金額	18	824,000
法 第 69 条 第 2 項 に よ り 法 控 除 で き る 金 額	(別表六(三)「29の②」)	19	7,000,000
法 第 69 条 第 3 項 に よ り 法 控 除 で き る 金 額	(別表六(三)「33の②」)	20	
当 期 に 控 除 で き る 金 額	(18)+(19)+(20)	21	7,824,000

事年  
国外  
系  
加  
算  
の  
外  
所  
得  
の  
減  
額  
計  
算  
非  
課  
税  
国